住所　川崎市川崎区大師駅前１丁目16番７－411号
吉友子　昭和26年７月18日生
住所　川崎市中原区木月大町８番６号
趙暁濟　昭和31年１月29日生
趙晃平　昭和56年12月18日生
住所　神奈川県小田原市東町１丁目32番35号
金保子　昭和27年９月15日生
住所　神奈川県厚木市森の里２丁目１番４－304
朱美仙　昭和36年３月10日生
住所　京都府木津川市山城町椿井北代94番地
継嶋紀　昭和46年２月22日生
住所　京都市伏見区深草大亀谷東寺町79番地16
崔秉守　昭和58年11月１日生
住所　京都市右京区西京極大門町16番地21
金百合子　昭和25年１月５日生
沈孔平　昭和55年１月16日生
沈香奈　昭和56年６月24日生
住所　京都市南区上鳥羽八王神町６番地９
金秀信　昭和39年７月１日生
李春美　昭和38年11月６日生
金有紗　平成６年８月30日生
金友亮　平成12年８月４日生

○外務省告示第四百四十三号

次の旅券は、旅券法第十九条第１項の規定により返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第１項第七号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

平成二十一年八月十九日

外務大臣　中曽根弘文

失効年月日	発行年月日	旅券番号
2008年３月13日	2008年３月６日	MS3214204
2009年４月27日	2009年４月６日	TH8979400
2006年３月２日	2006年３月６日	MR8834384
2005年５月９日	2005年８月７日	TG7089365
2006年７月25日	2006年８月６日	TH1064687

○外務省告示第四百四十四号

次の旅券は、旅券法第十九条第１項の規定により、平成二十一年七月三日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第１項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

平成二十一年八月十九日

外務大臣　中曽根弘文

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成21年７月３日	2003年11月17日	TG4397757
平成21年８月７日	2008年３月７日	TH5569096

住所　京都市右京区山ノ内赤山町１番地１
金宗必　昭和39年７月14日生
金和美　昭和49年２月21日生
金麗奈　平成10年11月29日生
金建樹　平成13年５月31日生
金巧樹　平成15年１月８日生
住所　京都市伏見区桃山南大島町１番地４
金弘嗣　昭和47年１月９日生
住所　京都市伏見区石田森東町23番地２
金智恵　昭和45年４月７日生
住所　山口市吉敷赤田３丁目５番12号
朴姫淑　昭和47年１月25日生
住所　山口市吉敷赤田２丁目10番８号
朴玉姫　昭和49年７月13日生
住所　広島県福山市東深津町６丁目４番11号
崔正行　昭和20年６月17日生
姜又先　昭和24年12月８日生
崔里江子　昭和54年11月17日生
住所　広島市西区庚午南２丁目２番３－103号
郭松子　昭和24年１月21日生

○財務省・農林水産省告示第十八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月十九日

財務大臣　与謝野　馨
農林水産大臣　石破　茂

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年１分六厘
八年を超え九年以下	年１分六厘五毛
九年を超え十年以下	年１分七厘五毛
十年を超え十一年以下	年１分八厘五毛
十一年を超え十二年以下	年１分九厘五毛
十二年を超え十三年以下	年二分五毛
十三年を超え十五年以下	年二分二厘五毛
十五年を超え十七年以下	年二分二厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年二分三厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年１分
八年を超え九年以下	年１分五毛
九年を超え十年以下	年１分一厘五毛
十年を超え十一年以下	年１分二厘五毛
十一年を超え十二年以下	年１分三厘五毛
十二年を超え十三年以下	年１分四厘五毛
十三年を超え十五年以下	年１分五厘五毛
十五年を超え十七年以下	年１分六厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年１分七厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○文部科学省告示第百五十四号

重要無形文化財茶の湯釜の保持者高橋高治（高橋敬典平成八年文部省告示第九十一号）は、平成二十一年六月二十三日死亡したので、当該保持者の認定及び重要無形文化財茶の湯釜の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月十九日

文部科学大臣　塩谷　立

○厚生労働省・国土交通省告示第一号

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三条第１項の規定に基づき、高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成十三年国土交通省告示第千二百九十九号）の全部を次のように改正したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成二十一年八月十九日

厚生労働大臣　舛添　要一
国土交通大臣　金子　一義

高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針

我が国においては、高齢化が急速に進行している。現在、団塊の世代が高齢期にさしかかっており、今後、高齢者が大幅かつ急速に増加することが見込まれている。これに伴い、介護が必要な高齢者や高齢者単身及び高齢者夫婦のみの世帯等が、今後一層増加していくことが見込まれている。

住まいは生活の基盤であり、誰にでも訪れる高齢期を安心して迎え、過ごすことができる環境を整備するためには、高齢期に適した住まいの確保が国民的な課題である。

この課題の解決に向けては、高齢社会を、高齢者が豊かな気持ちで生き甲斐を感じつつ暮らせるものとすることがとりわけ重要であり、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けたいという高齢者の意思が尊重され、実現できるようにする必要がある。

このため、高齢者の多様なニーズに叶った住居やサービスを選択できるようにするとともに、高齢者が地域とのつながりをもって生活できる住環境を形成することが求められている。